

都道府県等教育委員会の障害者雇用の状況（令和5年障害者雇用状況の集計結果）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間勤務職 員(注3)	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (注3)(注4)	D. 重度以外 身体障害者 及び知的障 害者である 短時間勤 務職員(注 3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5 (注2)	F. うち新規雇用 分(注6)			
計	機関 95 (95)	726,615.5 (726,284.5)	3,907 (3,894)	250 (247)	8,710 (8,197)	450 (538)	16,999.0 (16,501.0)	2,257.0 (2,337.5)	2.34 (2.27)	機関 64 (58)	67.4 (61.1)
都道府県 教育委員会	機関 47 (47)	638,830.0 (638,879.0)	3,493 (3,473)	231 (227)	7,514 (7,043)	410 (494)	14,936.0 (14,463.0)	1,998.5 (2,034.5)	2.34 (2.26)	機関 31 (26)	66.0 (55.3)
市町村教育 委員会	48 (48)	87,785.5 (87,405.5)	414 (421)	19 (20)	1,196 (1,154)	40 (44)	2,063.0 (2,038.0)	258.5 (303.0)	2.35 (2.33)	33 (32)	68.8 (66.7)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下の注4に該当する者については、1人分とカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間勤務職員を含む。

ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。

① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。

② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者を含む。

6 F欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

8 この集計は、令和5年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

都道府県教育委員会の障害者雇用の状況（令和5年障害者雇用状況の集計結果）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	
合 計	638,830.0	14,936.0	2.34	1,455.5	
北海道	30,185.5	743.0	2.46	11.0	
青森県	9,424.5	213.5	2.27	21.5	
岩手県	8,797.0	222.5	2.53	0.0	
宮城県	11,488.5	301.5	2.62	0.0	
秋田県	7,307.0	194.0	2.65	0.0	
山形県	7,473.5	186.5	2.50	0.0	
福島県	12,282.0	252.5	2.06	54.5	
茨城県	19,126.0	504.0	2.64	0.0	
栃木県	12,783.5	345.0	2.70	0.0	
群馬県	11,689.5	308.0	2.63	0.0	
埼玉県	31,129.5	799.0	2.57	0.0	
千葉県	29,349.0	760.5	2.59	0.0	
東京都	49,623.0	965.5	1.95	274.5	
神奈川県	24,494.5	634.5	2.59	0.0	
新潟県	12,444.0	282.0	2.27	29.0	
富山県	6,867.0	175.0	2.55	0.0	
石川県	6,920.0	184.0	2.66	0.0	
福井県	5,454.5	151.5	2.78	0.0	
山梨県	6,463.5	173.5	2.68	0.0	
長野県	13,397.0	343.5	2.56	0.0	
岐阜県	12,943.0	324.0	2.50	0.0	
静岡県	16,006.5	329.0	2.06	71.0	
愛知県	32,921.0	535.0	1.63	288.0	
三重県	12,132.0	327.0	2.70	0.0	
滋賀県	9,507.0	241.0	2.53	0.0	
京都府	10,104.0	182.0	1.80	70.0	
大阪府	31,847.0	665.5	2.09	130.5	
兵庫県	25,366.5	431.0	1.70	203.0	
奈良県	8,019.0	155.5	1.94	44.5	
和歌山県	7,175.0	188.5	2.63	0.0	
鳥取県	5,124.0	141.0	2.75	0.0	
島根県	6,618.5	164.0	2.48	1.0	注4
岡山県	10,344.0	271.0	2.62	0.0	
広島県	12,638.5	339.0	2.68	0.0	
山口県	8,482.5	213.0	2.51	0.0	
徳島県	5,173.0	138.5	2.68	0.0	
香川県	6,562.0	164.5	2.51	0.0	
愛媛県	8,617.5	252.0	2.92	0.0	
高知県	6,496.0	184.0	2.83	0.0	
福岡県	18,237.0	335.5	1.84	119.5	
佐賀県	7,681.5	200.5	2.61	0.0	
長崎県	9,194.0	196.0	2.13	33.0	
熊本県	9,546.0	276.0	2.89	0.0	
大分県	8,502.0	226.0	2.66	0.0	
宮崎県	8,045.5	177.5	2.21	23.5	
鹿児島県	12,861.0	321.5	2.50	0.0	
沖縄県	11,987.0	218.0	1.82	81.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、短時間勤務職員である精神障害者については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 島根県教育委員会においては、11月1日時点において、障害者の数167.0人、実雇用率2.51%、不足数0.0人となっている。
- 5 この集計は、令和5年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。